

# 平成 31 年度歯科医療提供体制推進等事業 実施団体公募要領

## 1 総則

歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿として、平成 29 年 12 月 25 日歯科医師の資質向上等に関する検討会の中間報告書において「歯科保健医療ビジョン」が示された。

このため、厚生労働省では、国民のニーズに応えた質の高い歯科医療を提供するための検討会（以下、「検討会」という。）を設置・運営することとしています。

ついては、本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 31 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 31 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

## 2 目的

本事業は、「歯科保健医療ビジョン」において提言されている、地域における歯科保健医療提供体制を構築するための ①歯科診療所機能の充実強化 ②病院等の後方支援機能の充実強化 ③介護保険施設における歯科保健医療の推進 ④地域包括支援センターにおける歯科保健医療推進等について、全国の好事例を収集・評価等を行うことを目的としています。

## 3 事業内容

### (1) 評価委員会の設置・運営

歯科保健医療のみでなく、地域における医療介護福祉に関する有識者を含めた評価委員会を設置し、運営を行うこと。

### (2) 効果的かつ具体的な歯科保健医療等の提供に資する事業等の収集・検証等

(1) で設置した評価委員会において、各地域等で実施されている「歯科保健医療ビジョン」の実現に資する事業や取組み等の事例等を収集するとともに、NDB 等のデータ分析による地域の医療提供状況の分析もあわせて検証すること。

### (3) 評価結果の取りまとめを行うこと。

好事例について、全国的に普及啓発が行えるよう評価結果の取りまとめを行うこと。

## 4 事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、事業の実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料、雑役務費）に限ります。

（補助率）定額

（基準額）14,230,000 円（上限額）

## 5 事業期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年 3 月 31 日（火）

## 6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 本事業の実施に当たって、歯科関係団体の協力を得ることができること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

## 7 応募方法等

### (1) 企画書等の提出書類

「歯科医療提供体制推進等事業企画書」（別紙－1）、「歯科医療提供体制推進等事業に必要な経費内訳書」（別紙－2）等を作成し、7（2）に示す応募方法により提出してください。

### (2) 応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下の通り。

#### ① 提出期間

平成31年2月1日（金）から平成31年2月15日（金）（必着）

#### ② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科医療提供体制推進等事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前9時30分～午後5時00分（正午から午後1時迄を除く。）とします。

#### ③ 提出書類及び部数

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ア 本事業に係る企画書（別紙－1）            | 10部 |
| イ 経費内訳書（別紙－2）                | 10部 |
| ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料 | 1部  |

## 8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科医療提供体制推進等事業に係る企画書評価について」及び「歯科医療提供体制推進等事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。  
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

平成 31 年度 歯科医療提供体制推進等事業

企画書

商号又名称 ○○○○ 印

代表者名 ○○○○

住所又は所在地 ○○県○○市

連絡先 所 属  
役 職  
氏 名  
所在地

TEL △△－△△△△－△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△－△△△△－△△△△

e-mail \*\*\*\*@\*\*\*\*\*

## 1. 事業の実施体制

### (1) 団体組織図（別添で組織図等の添付でも可）

事業実施について団体内のどの部署が担当するのかについて記載し、本事業の経理事務等を行う経理部門についても記載してください。

### (2) 実施体制（別添で体制図等の添付でも可）

本事業を実施する体制について、実施人員や業務分担など簡潔に記載してください。なお、本事業を専任で行う者はその旨、本事業以外の業務を兼務する者はその従事割合が分かるように記載してください。

## 2. 事例収集

事例収集の方法と収集する件数・内容等を簡潔に記載してください。

## 3. 事業運営

検討会の運営体制、検討会の構成員の確保方法、厚生労働省との連携等について簡潔に記載してください。（歯科医療提供体制について十分な知見を有する検討会の構成員の確保及び厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる体制をどのように構築していくか記載してください。）

## 4. 事業計画

検討会の実施計画について簡潔に記載してください。（検討会を何回行い、いつまでに何を実施するのか分かるようにしてください。）

## 5. 過去の実績等

類似の事業の経験や実績等について、あれば簡潔に記載してください。

**歯科医療提供体制推進等事業に必要な経費内訳書**

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
借料及び損料（会場借料）				
社会保険料				
会議費				
雑役務費				
合 計				